

データ活用啓発セミナー「神戸市データアカデミー」
業務委託仕様書

1. 趣旨

本市では、行政データ公開の意義やEBPM（証拠に基づく政策立案）の重要性を理解し、業務上の課題解決と市民サービスの向上につなげるため、平成28年度から、「神戸市データアカデミー」を実施しており、行政データ公開の意義やEBPMが市役所内で浸透し始めた。そのような状況をさらに進展させ、本市職員（以下、「市職員」という。）のデータ利活用に関するリテラシーを向上させるとともに、データ利活用による行政課題の解決を推進することを目的として、本業務を実施する。

2. 期待される効果

- (1) 市職員がデータに基づく政策立案の重要性を理解する。
- (2) 市職員がデータを利活用するための基礎知識を身に付ける。
- (3) 市職員がEXCELやGISを用い、フレームワークを活用して、簡易なデータ分析ができるようになる。※EXCELとGISの研修については、神戸市で実施
- (4) 市職員がデータアカデミーで学んだ内容を実際の業務上の課題で実践する。

3. 委託業務内容

- (1) 市職員向けフレームワーク及びワークショップの実施
参加希望者を募り、20～40名程度のデータ活用のための基礎知識や分析能力の向上を目的としたフレームワークに関するセミナー及びEXCELやGISを用い、フレームワークを活用したワークショップを実施する。（合計で最大3日、別途EXCEL研修1日、GIS研修1日は神戸市で実施）
- (2) 会場手配・環境整備
上記(1)の実施にあたり、会場手配及びインターネット環境等の環境整備は神戸市で行う。
- (3) 効果測定の実施
セミナー、ワークショップの開催にともない効果測定を実施する。
- (4) 事業実施報告書の提出
令和4年3月までに事業実施報告書を提出すること。

5. 本作業上の条件

- (1) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅

れを回復するよう努めなければならない。

- (2) この業務は受託者が自ら実施するものとする。
- (3) この業務により作成した成果物の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、受託者に帰属するものとする。業務の実施において、特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については，受託者が負うものとする。
また、第三者のプログラムを組み込む場合における教材等の権利については、当該第三者の指示に従うものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た秘密については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- (5) 「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。

以上